

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場公告第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年10月6日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 小高 咲

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において北見農業試験場が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和7年10月6日（月）に公告を行う地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場備品等搬出移設業務

（2）資格

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場備品等搬出移設業務に関する資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場備品等搬出移設業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）北海道または地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、北海道または道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（7）次に掲げる届出義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（8）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 7 年 10 月 6 日から同年 10 月 24 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場のホームページ (<https://www.hro.or.jp/agricultural/research/kitami/index.html>) において、ダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再審査を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律 141 号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者を除く。)を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は 1 の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 099-1496 常呂郡訓子府町字弥生 52 番地

(3) 電話番号 0157-47-2146（直通）